誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して

第１期箕面市自殺対策推進計画

【令和３年改定版】

計画期間

平成３１年（２０19年）4月～令和６年（202４年）3月

（素案）

令和４年（2022年）　月　日

箕　面　市

はじめに

　我が国の自殺者数は、平成９年までは２万人台で推移していましたが、平成１０年の経済情勢の悪化等により一気に８，０００人あまり増加したことにより初めて３万人を超え、その後、平成２３年まで１４年連続して３万人を超える状況が続いていました。それ以降は減少傾向となり、令和元年には２０，１６９人まで減少しました。

　このような状況のもと、令和２年１月にわが国で初めて感染が確認された新型コロナウイルスは、その後全国に拡大し、政府の緊急事態宣言に伴う外出自粛や就労環境の変化が、人々のつながりや社会、家族、コミュニティの分断、失業を生じさせるなど私たちの生活に極めて大きな影響を及ぼしました。

　これら社会環境の変化により、これまで減少していた自殺者数は、令和２年はリーマンショックの影響で経済状況が悪化した平成２１年以来１１年振りに増加に転じ、前年比９１２人（約4.5％）の増加（警察庁自殺統計より）となり、その特徴としては１０代、２０代の女性の増加が顕著となっています。

　また、有名人の自殺報道による誘発効果（ウエルテル効果）の影響などにより、令和２年７月～１２月の自殺者が全国的に急増する事態が発生し、本市でも同様に自殺者の増加が認められました。

　このコロナ禍における影響が一時的なものかどうか今後注視していく必要はありますが、これまでの人とのつながりが分断されるなど、環境や社会生活が大きく変わったことによる新たな自殺対策を講じていく必要があります。

本市では、自殺対策基本法第１３条の「市町村自殺対策計画」として、平成３１年３月に「箕面市自殺対策推進計画」を策定し、自殺予防のための人材育成や正しい知識の普及啓発等を実施するとともに、庁内の保健・福祉・教育等の分野で実施される各対策の進捗管理等を行い、次段階の自殺対策へ向けた評価を実施する予定としていましたが、コロナ禍の影響に加え令和３年４月１日に地域共生社会の実現のため社会福祉法が一部改正され、その中で生活困窮者等の地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供することになるなど、平成３０年度の本計画策定時と社会情勢等が大きく変わったことから「箕面市自殺対策推進計画」を見直すこととしました。

　今後も、本計画書に基づき、「誰一人取り残さない」「誰も自殺に追い込まれることのない」まちづくりをめざし、自殺予防を推進していきます。

目次

第１章　　計画策定の趣旨

１－１　計画策定の背景････････････････････････････････････････････････１

１－２　本計画の位置づけ及び期間･･････････････････････････････････････４

第２章　　箕面市における自殺の状況

２－１　箕面市における自殺の現状･･････････････････････････････････････５

２－２　箕面市の自殺の特徴････････････････････････････････････････････６

２－３　箕面市の自殺の特徴まとめ････････････････････････････････････１１

第３章　　自殺対策の基本的な考え

３－１　国の基本方針････････････････････････････････････････････････１２

３－２　本市の基本的な考え方････････････････････････････････････････１２

第４章　　施策の体系

４－１　本市の施策体系･･････････････････････････････････････････････１４

４－２　基本施策････････････････････････････････････････････････････１８

４－３　自殺対策所管部署（地域保健室）の取組････････････････････････２８

第５章　　計画の進行管理

５－１　推進体系････････････････････････････････････････････････････３１

５－２　進行管理････････････････････････････････････････････････････３２

資料

１＿相談機関一覧

２＿計画の進捗状況

第１章　　計画策定の趣旨

**１－１　　計画策定の背景**

**１－１－１　国の取り組み**

平成１８年１０月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

また、１０年後の平成２８年４月に基本法の一部が改正され、第２条に基本理念として、「自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。」が追記され、全ての自治体に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

さらに、平成２９年７月には「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されるとともに、自殺対策を地域レベルでさらに総合的かつ効果的に推進することとされました。

　厚生労働省では、自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であるとしています。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、これらの要因が互いに連鎖しあいながら、最も深刻化したときに自殺を引き起こすとし（図１）、　国や自治体が保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を進め、「生きることの包括的な支援」を実施することが自殺対策につながっていくものとしています。

図１：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

□社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化している。

□複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起こる。「平均４つの要因（問題）が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査もある。

**自　　殺**

**地　域　生　活　の　現　場**

子育ての不安

ひきこもり

進路の悩み

精神疾患

事業不振

アルコール等の依存

うつ状態

病苦

過労

介護疲れ

被虐待

いじめ

多重債務

不登校

希死念慮

ごみ屋敷

社会的孤立

失業

頼れる人の不在

性被害

出典：「自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）

**１－１－２　大阪府の取り組み**

　大阪府では、平成１０年に自殺者数のピーク（警視庁自殺統計による）を迎え、平成１５年に自殺対策に係る関係機関や団体が参画する「大阪府自殺防止対策懇話会」が設置され、平成１８年には「大阪府自殺対策連絡協議会」に、平成２４年には「大阪府自殺対策審議会」に改組されました。

　また、平成２１年度には「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、実態調査や普及対策、人材養成事業を行うとともに、市町村や民間団体への支援等により地域の自殺対策の強化に取り組みました。

平成２４年３月には、大阪府の自殺対策の方向性を示した「大阪府自殺対策基本指針」が策定され、平成２９年３月には、国の「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）を踏まえて、地域の実情に応じた総合的な自殺対策を推進するために、同指針にサブタイトルとして「～逃げてもいい、休んでもいい、生きてさえすればいい～」をつけた指針に改定され、翌年の平成３０年３月には、国の「大綱」の改正に伴い、再度一部改正されました。

　この指針は、改正された基本法における都道府県自殺対策計画として位置づけられ、大阪府における自殺対策のあり方及び実情を勘案した当面の計画として定められています。また、基本法の趣旨を反映させるとともに、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策が有機的に連携し、総合的に自殺対策が推進されることで、誰もが生きがいや希望を持って暮らすことの出来る社会の実現を目指しています。

**１－１－３　本市の取り組み**

本市では、自殺予防のための人材育成として、例年、自殺の危険を示すサインへの気づきや市の専門職とのつながりを目的とするゲートキーパーの養成講座を開催し、これまで１，２２５名を養成しました。また、地域における心の健康づくりでは、市立の小中学校において、児童・生徒へのスクールカウンセラーなどの専門職による相談や、地域の集いの場での世代間交流の取組などを実施しました。さらに、自殺に関する正しい知識の普及啓発では、毎年９月の自殺予防週間において、自殺対策啓発キャンペーンを実施し、毎年３月の自殺対策強化月間においては、箕面市立総合保健福祉センターのアトリウムにおいて、自殺予防に関するＤＶＤの上映、パンフレットやポスター、チラシなどによって、健康問題や多重債務、女性相談など、心のケアについて、要因別の専門窓口を周知するとともに、図書館においても、自殺対策の特設コーナーを設置しました。

令和２年１月に国内での初感染が確認された新型コロナウイルス感染症の蔓延による社会環境の変化を受け、社会的弱者の自殺の増加が顕著であったことから、令和２年度においては、９月を待たず、６月から各相談窓口にのぼりを立て、自殺対策啓発キャンペーンを実施するとともに、緊急事態宣言中においては、みのおエフエムタッキー８１６を通じて、心の健康づくりをテーマとした放送を実施してきました。

また、生活困窮者自立支援事業において、生活のしづらさ等から心のケアが必要な対象者をキャッチした場合には、市保健師が同伴するなどの対策も実施しました。

自殺防止対策の新たな手段として、市内の民間ＮＰＯ法人がＳＮＳを活用した相談を実施しており、事業内容等の情報収集を開始したところです。

**１－２　本計画の位置づけ及び期間**

**１－２－１　本計画の位置づけ**

本市では、基本法第１３条第２項に基づく「市町村自殺対策計画」として、平成３１年３月に「箕面市自殺対策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画は、国の「大綱」及び「大阪府自殺対策基本指針」との整合を図り策定しています。

また、本計画は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「第４次箕面市総合計画」や「第２期箕面市地域福祉計画」等の自殺対策に関連する分野別計画とも連携を図りながら、保健・福祉・教育・労働その他関連施策が有機的に連携するよう総合的に推進していきます。

**１－２－２　本計画期間及び見直し**

　平成３１年３月に策定した本計画の期間は、平成３１年（2019年）４月から令和６年（2024年）３月までとし、その見直し時期を概ね５年後を目処に行われる大綱の見直しに合わせるとしていました。しかし、今般、コロナ禍における自殺者増や社会福祉法の一部改正を受け見直しを行いました。今後の見直しについては、大綱の見直しに合わせ、改めて内容を検証します。なお、数値目標については、大綱における当面の目標と合わせ、前回計画値である令和８年の自殺率を平成２７年と比較して３０％以上減少させることに変わりはありません。また、最終的な目標として「自殺者ゼロ」を目指すことにも変わりはありません。

表１：自殺対策の指標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成27年 | 令和8年まで |
| 自殺率※１ | 7.40 | 5.18以下 |
| 総自殺者数 | 10人 | 約7人※2 |

※１　自殺率　＝10万人÷総人口×総自殺者数

人口10万人あたりの自殺者数を表す自殺死亡率のこと

※２　総人口を143,343人（箕面市人口ビジョンより）

第２章　　箕面市における自殺の状況

**２－１　箕面市における自殺の現状**

**２－１－１　自殺者の推移**

　本市の年間自殺者は、平成２６年から令和２年までの平均が１７人となります。令和２年はコロナ禍による生活不安等さまざまな問題や有名人の自殺報道による誘発効果（ウエルテル効果）の影響などにより、国統計と同様に増加が見られました。

表２：過去７年間の自殺者数

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
| 男 | 12 | 7 | 8 | 13 | 10 | 11 | 15 |
| 女 | 8 | 3 | 5 | 5 | 11 | 5 | 6 |
| 総数 | 20 | 10 | 13 | 18 | 21 | 16 | 21 |

　　出典：「大阪府内各市町村における自殺の状況」（大阪府こころの健康総合センター）

本市の人口１０万人あたりの自殺者数を表す自殺死亡率（以下「自殺率」という。）は、平成２７年から平成３０年にかけて毎年増加し、令和元年に減少に転じたものの、令和２年に再び増加しました。

図２：自殺率の推移

者における職業割合

出典：警察庁自殺統計原票データ、総務省「国勢調査」及び「人口推計」より厚生労働省作成

厚生労働省作成

**２－２　箕面市の自殺の特徴**

本市では単年度の自殺者数では母数が少ないため、概ね５年間の累積人数等から特徴を分析することにしました。厚生労働大臣指定法人いのちを支える自殺対策推進センター（以下「自殺対策推進センター」という。）においても５年間の累計分析等を実施しており、そのデータを活用しました。

平成２７年から令和元年までの５年間の累計死亡者数７８人（男性４９人、女性２９人）について、自殺対策推進センターがプロファイルした結果は表３のとおりです。

表３：自殺者の主な自殺の特徴（平成２7～令和元年合計）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 特性上位3区分 | 自殺者数(5年計） | 割合 | 背景にある主な自殺の危機経路 |
| 1 | 男性60歳以上無職同居 | 9人 | 11.5% | 失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）→身体疾患→自殺 |
| 2 | 女性60歳以上無職同居 | 8人 | 10.3% | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| 3 | 男性40-59歳有職同居 | 7人 | 9.0% | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺 |

　出典：箕面市地域実態プロファイル2020　厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日

・住居地）」より集計

**２－２－１　年齢階級別**

年齢階級別にみると、壮年期と６０歳以上のかたがそれぞれ総数の約４割を占めています。

また、本市における死亡統計では対象数が少なく年度毎の数値に大きく変動が生じることから、令和元年度の大阪府の年齢階級別死亡順位を参考に年齢階級毎の死因を見てみました。表５のとおり、１０歳から５４歳までの幅広い年齢層で自殺が死因の３位以内に入っています。

表４：本市年齢階級別自殺者数（平成２7～令和元年合計）



出典：箕面市地域実態プロファイル2020

図３：年齢階級別自殺者割合比較　（平成27年～令和元年）



出典：箕面市地域実態プロファイル2020

表５：年齢階級別死因順位（令和元年度　大阪府統計）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | 1位 | 2位 | 3位 |
| 0 | 先天奇形、変形及び染色体異常 | 周産期に発症した病態 | 不慮の事故 |
| 1～4 | 先天奇形、変形及び染色体異常 | 不慮の事故 | 腸管感染症 |
| 5～9 | 不慮の事故 | 先天奇形、変形及び染色体異常 | 悪性新生物 |
| 10～14 | 自殺 | 不慮の事故 | 悪性新生物 |
| 15～19 | 自殺 | 悪性新生物 | 不慮の事故 |
| 20～24 | 自殺 | 不慮の事故 | 心疾患 |
| 25～29 | 自殺 | 悪性新生物 | 不慮の事故 |
| 30～34 | 自殺 | 悪性新生物 | 心疾患 |
| 35～39 | 自殺 | 悪性新生物 | 心疾患 |
| 40～44 | 悪性新生物 | 自殺 | 心疾患 |
| 45～49 | 悪性新生物 | 心疾患 | 自殺 |
| 50～54 | 悪性新生物 | 心疾患 | 自殺 |
| 55～59 | 悪性新生物 | 心疾患 | 脳血管疾患 |
| 60～64 | 悪性新生物 | 心疾患 | 脳血管疾患 |
| 65～69 | 悪性新生物 | 心疾患 | 脳血管疾患 |
| 70～74 | 悪性新生物 | 心疾患 | 脳血管疾患 |
| 75～79 | 悪性新生物 | 心疾患 | 肺炎 |
| 80～84 | 悪性新生物 | 心疾患 | 肺炎 |
| 85～89 | 悪性新生物 | 心疾患 | 肺炎 |
| 90以上 | 心疾患 | 老衰 | 悪性新生物 |

**２－２－２　職業別**

　平成２７年から令和元年の自殺者の割合を職業別にみると、本市は無職者（「学生・生徒等」と「主婦」、「失業者」、「年金･雇用保険等生活者」、「その他の無職者」の合計）の割合は６９．３％となっており、大阪府と比べ若干低くくなっていますが、全国の６３．３％よりは高い状況となっています。特に年金・雇用保険等失業者の割合が高い傾向にあります。

図４：自殺者における職業割合

出典：箕面市地域実態プロファイル2020

**２－２－３　同居人の有無**

　平成２７年から令和元年の自殺者の割合を同居人の有無別に見ると、男女の合計では、同居人ありの割合は、大阪府と同程度ですが、全国と比べると独居の割合が高くなっています。

なお、本市では女性に比べ男性のほうが、独居のかたの死亡割合が高くなっています。

図５：自殺者における同居人の有無

出典：箕面市地域実態プロファイル2020

**２－２－４　自殺の原因（危機経路）**

　本市の自殺の原因は、大阪府・全国と同じ傾向であり、男女とも「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」と続きます。女性では、「家庭問題」や「男女問題」など人間関係に関わる問題が多くなっています。

表６：自殺の原因

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 市全体 | 市男性 | 市女性 | 府全体 | 国全体 |
| 1位 | 健康問題 | 健康問題 | 健康問題 | 健康問題 | 健康問題 |
| 2位 | 経済・生活問題 | 経済・生活問題 | 家庭問題 | 経済・生活問題 | 経済・生活問題 |
| 3位 | 家庭問題 | 家庭問題 | 男女問題 | 家庭問題 | 家庭問題 |

出典：箕面市地域実態プロファイル2020

**２－２－５　自殺未遂歴の有無**

　本市の自殺者のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験があるかたは、２０．３％であり、男女ともに全国や大阪府と同じ傾向となっています。男女比では、全国的に女性のほうが男性より高い割合で自殺未遂を経験していますが、本市では逆の傾向にあります。

表７：自殺未遂歴のあった自殺者の割合（平成2７年～令和元年）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 全体 | 男性 | 女性 |
| 箕面市 | 20.3％ | 22.5％ | 17.2％ |
| 大阪府 | 21.3％ | 15.0％ | 33.4％ |
| 全国 | 19.1％ | 14.5％ | 29.6％ |

出典：箕面市地域実態プロファイル2020

**２－３　箕面市の自殺の特徴まとめ**

本市の自殺の特徴をまとめると以下のとおりです。

**○自殺者数及び自殺率**

母数が少ないため年度毎の評価は難しいが、平成２７年以降全国的に減少傾向であるが、本市では徐々に増加傾向にあります。

　**○年齢階級別**

　　・壮年期および６０歳以上がそれぞれ４割程度を占め、合計すると自殺者全体の８割を占めています。

　　・大阪府統計からは、１０歳～５４歳までの年齢で、自殺が死因順位の３位までに入っています。

　**○職業別**

　　　無職者の割合が６７．３％と高く、無職者の中でも「年金・雇用保険等失業者」の割合が全体の４割を占めています。

　**○同居人の有無**

　　　全国及び大阪府と比較して、男性では独居の割合が高く、女性では同居の割合が高くなっています。

　**○自殺の原因**

　　　健康問題が大きな要因となっています。男女それぞれで見ると、男性は「経済・生活問題」が、女性では「家庭問題」が第２位を占めています。

　**○自殺未遂歴**

　　　本市では女性の自殺者で自殺未遂歴のあるかたは、大阪府や全国と比べ少ない傾向にあります。

第３章　　自殺対策の基本的な考え

**３－１　国の基本方針**

平成２９年７月に閣議決定された国の大綱では自殺総合対策の基本方針として、以下の５点が揚げられています。

基本方針１　生きることの包括的な支援として推進

基本方針２　関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

基本方針３　対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

基本方針４　実践と啓発を両輪として推進

基本方針５　関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

**３－２　本市の基本的な考え方**

　本市での今までの自殺対策への取組みや自殺者の特徴を踏まえ、自殺対策の基本的な考え方や方向性を示すとともに、自殺対策関連施策を実施していきます。

**基本的な考え方　１　　自殺対策に包括的に取り組むための連携強化**

自殺の要因としては「健康問題」や「経済・生活問題」「家庭問題」の他、様々な要因が考えられます。自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

　現時点でも行政及び各関係団体や民間団体等がそれぞれの分野において支援を行っていますが、それぞれの相談窓口が「生きる支援」という意識で、ひいては自殺対策の一翼を担っているという認識を共有することが重要です。そのためには、精神保健、福祉、経済対策、人権、教育等、それぞれの施策の連動性を高めていく必要があります。

　**基本的な考え方　２　　誰も自殺に追い込まれることのない安心できるまちづくり**

　自殺は追い込まれた末の死といわれています。そして自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」と言われています。しかし、危機から自殺に至る経緯や危機に陥った人の心情や背景などが理解されにくい現実があります。危機に陥った場合は、ひとりで悩まず誰かに相談することが大切であることや危機に陥った人に気づいた場合は、専門機関や支援のできる誰かにつなげるなど、地域全体の共通認識になるよう普及啓発をすることが大切です。

**基本的な考え方　３　　　自殺を取りまく様々な問題を明確にし、総合的に対策を推進**

自殺の要因は様々であり、本市の人口規模を鑑みると単年度毎の数値や事象で施策を検討するのではなく、５年間の累積データを基に提供される「地域自殺実態プロファイル」（自殺対策推進センター）などで自殺統計を検証分析した施策展開が重要です。検証結果を担当課室が実施する啓発活動に反映するとともに、様々な生活課題に取り組む関係機関への情報提供が必要です。

第４章　　施策の体系

**４－１　本市の施策体系**

**４－１－１　コロナ禍における施策の拡充**

平成２１年以降１０年間にわたり減少していた全国の自殺者数が、令和２年に前年度比９１２人（約4.5％）と増加しました。特に１０代、２０代の女性の増加率が特徴的です。背景として、新型コロナウイルスの感染拡大による社会環境の変化が考えられ、厚生労働省は、「社会・経済活動の自粛の影響や学校の休校など生活環境の変化の影響を受けやすい女性や若年層で自殺者数の増加が生じた」との見方を示しています。これらの女性や若年層での自殺者数の増加は、令和２年にとどまらず、平成３０年にも同様の傾向が見られていました。平成３０年は、全国で増減があるものの、有識者の中には、大阪府では「平成３０年に起こった大阪北部地震及び台風２１号による甚大な被害が影響しているのではないか」との見解も示されているところです。

このことから、自然災害やコロナ禍などの発災時には、女性や若年層への自殺対策の必要性が見えてきました。そのため、コロナ禍においては、経済的困窮にある人、女性や若者への施策を担当する部署との連携強化が必要です。

図６：本市男女別自殺者数

出典：箕面市地域実態プロファイル2020

図７：本市年齢別男女別自殺者の推移

出典：箕面市地域実態プロファイル2020

令和２年における本市の状況では、女性や若年層での自殺者が増加しています。自殺対策推進センターや内閣府の調べからコロナ禍において、女性や若年層での自殺が増える要因は以下のように分析されています。

●中高年男性は、仕事のように外部との交流がストレスとなり得ますが、女性や若者は身近な人間関係にストレスを感じる傾向があることから、外出自粛下での自殺が増加したといわれています。

●女性は、暮らしや仕事・経済面の問題（非正規雇用の多さなど）に加え、ステイホームによるＤＶ被害の増加も影響しています。全国の配偶者暴力相談支援センター等に寄せられた相談件数は令和２（2020）年度は１９万３０件で，前年度比で約１．６倍に増加しています。

●子どもや若年層では、親の生活不安やストレスが高まり、弱者である子どもへの暴力・虐待の増加や、長期間の自粛が開けた学校再開時に子ども自身が感じるストレスや学業不振が要因となっています。

新型コロナウイルス感染症のまん延が続く中、生活不安やストレス、在宅の時間の増加等により、今後も女性や子どもへの暴力の増加や深刻化が懸念されています。ＳＯＳが出しやすい環境やＳＯＳを受けることが出来る相談窓口の周知等を関係機関と連携しながら進めていく必要があります。

**４－１－２　本市の施策体系の考え方**

国の大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」という基本理念のもと、経済・生活問題、健康問題等自殺の背景・原因となる様々な要因に対し、制度や慣行の見直し、相談・支援体制の整備という社会的な取組により自殺予防が可能であるとされています。

また、健康問題や家庭問題等、一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあるといわれています。

　本市では、「箕面市地域福祉計画」の基本目標の一つに「福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備」を揚げています。これは、自殺対策にも共通する行動目標です。様々な施策や関係機関・団体との連携を通じ、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことで、自殺リスクを低下させる施策づくりや相談体制の構築を推進していきます。

**【施策体系図】**

最終目標

誰も自殺に追い込まれることのないまち

基本的な考え方

①自殺対策に包括的に取組むための連携強化

②誰も自殺に追い込まれることのない安心できる

まちづくり

③自殺を取り巻く様々な問題を明確にし、総合的

に対策を推進

基 本 施 策

年代・分野別

①地域におけるネットワークの強化

②自殺対策を支える人材の育成

③住民への啓発と周知

④生きることの促進要因への支援

子ども・若者

障　害　者

高齢者

生活困窮者

**４－１－３　本市での取り組み**

本市では、国の示す基本施策（①～④）や統計データ等をもとに、生きる支援関連事業として次の施策に取り組みます。

　　①地域におけるネットワークの強化

　　②自殺対策を支える人材の育成

　　③住民への啓発と周知

　　④生きることの促進要因への支援

　　⑤子ども・若者への支援

　　⑥障害者への支援

　　⑦高齢者への支援

　　⑧生活困窮者への支援

　このうち、⑦高齢者への支援と⑧生活困窮者への支援は、箕面市地域実態プロファイル（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料）において、過去５年の箕面市の自殺の特性から重点的に取組む内容として推奨されていることから、重点施策として、取組むものとします。

**４－２　基本施策**

**４－２－１　地域におけるネットワークの強化**

自殺の要因となる様々な生活課題解決に向け、庁内関係機関だけでなく他機関や民間関係機関などで構成される連携会議等を実施します。また、様々な相談機関が「生きるための支援」を実施するにあたり、「つなぐ」「みんなで支える」という機能を発揮できるよう連携強化に資する情報発信を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| 【**自殺対策**】庁内部局に自殺対策進捗シートの作成を依頼し、自殺予防に資する様々な事業の棚卸しを実施するとともに、集約した結果を発信します。 | 地域保健室 | 庁内課室 |
| 【**困難事例個別会議**】庁内外の関係団体が集まり、高齢者の支援困難事例に関して、多様な視点で支援方法を検討します。 | 地域包括支援センター | 地域包括ケア室ケアマネジャー医師、弁護士民生委員　等 |
| 【**虐待対応**】虐待事案について虐待を受けている本人や家族等への支援を通し、虐待の背景にある様々な問題を把握し、解決に向けた支援方法について検討します。高齢者虐待・障害者虐待・児童虐待 | 地域包括ケア室児童相談支援センター | 地域包括支援センター箕面市要保護児童対策協議会　等 |
| 【**要連携生活相談事業**】心身の保護または生活の支援が必要な市民を確実にキャッチアップし、適切な相談先につなぎ、迅速かつ適切に市民の心身の保護または生活の支援を行えるよう庁内連携を行います。 | 市民サービス政策室 | 庁内課室 |

**４－２－２　自殺対策を支える人材の育成**

地域のネットワークの強化に加え、自殺予防に必要な視点をもつ人材の育成も大切です。「誰もが追い詰められた果てに死を選択することがある」ということを理解し、身近な人や相談者の状況から適切な専門機関につなぐ必要があると察知することが支援の入口となります。気づき、つなげることのできる人材がいて、地域のネットワークが機能していきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| 【**人材育成（窓口職員向け）**】うつや自殺にいたる心理状態などへの理解を進めることで、相談者の様々な問題に気づき、適切な機関につなぐことのできる人材育成を目的に、人事室が実施する人権セミナーで全庁職員を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。 | 地域保健室 | 人事室 |
| 【**人材育成（市民向け）**】市民や庁内外の関係団体を対象に、うつや自殺にいたる心理状態などへの理解を深めるとともに、身近な人の相談を受け止め、専門機関へつなぐ方法などをゲートキーパー養成講座で伝えます。 | 地域保健室 |  |

**４－２－３　住民への啓発と周知**

自殺は様々な生活問題を要因としていますが、日常の生活のなかでは、その言葉を目にすることや聞くことはあまりありません。そのため、知りたい情報が得られるような周知のありかたや定期的な情報の発信が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| **【広報紙・ホームページを通じた広報活動】**自殺予防週間、自殺対策強化月間には広報紙に相談機関一覧を掲載します。また、ホームページにも掲載します。 | 地域保健室 | 箕面広報室 |
| **【相談窓口等での啓発】**庁内の相談窓口で、自殺予防週間及び自殺対策強化月間に、自殺予防ののぼり旗とリーフレットを設置し、広く自殺予防の啓発をします。また中央図書館では、自殺対策強化月間に自殺予防関連図書コーナーを設置します。 | 地域保健室 | 中央図書館庁内関係機関 |
| **【ゲートキーパー養成講座】(再掲）**　自殺にいたる要因などの理解をすすめるとともに、支え、つなぐ等身近な人への支援について啓発します。 | 地域保健室 |  |

**４－２－４　生きることの促進要因への支援**

　自殺は、経済困窮や孤立・孤独、健康問題など様々な要因により引き起こされるといわれています。生きることを阻害する要因を減らし、誰かとつながることは「生きることへの支援」になることから、居場所づくりや就労支援など多岐にわたる分野での支援を進めていきます。

| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| --- | --- | --- |
| **【健康相談】**こころや身体の健康相談を保健師等が実施します。 | 地域保健室高齢福祉室子どもすこやか室 | 庁内課室 |
| **【ひとり親相談】**ひとり親に対し、自立に向けた就労支援や子どもへの入学祝い品の贈呈などを行います。 | 子育て支援課健康福祉政策室 | 箕面市社会福祉協議会箕面市母子寡婦福祉会 |
| **【生活困窮者自立支援事業】**生活困窮者（生活保護に至る手前段階）に対し、就労の支援やその他の自立に関する問題についての相談を受け付けます。 | 生活援護室 | 箕面市社会福祉協議会地域保健室 |
| **【女性相談】**女性が直面する不安や悩みに対し専門女性カウンセラーが面接を実施します。 | 人権施策室 |  |
| **【児童家庭相談】**１８歳までの子どもやその養育者などから電話・窓口相談を受け、養育への助言や関係機関につなぐなどの支援を行います。 | 児童相談支援センター |  |
| **【母子相談】**小学校中学校入学、祝いの品の贈呈や、母子そろってのレクリエーションなどの親睦を深めるための行事の実施（随時）するとともに、母子相談を随時実施します。 | 健康福祉政策室 | 箕面市社会福祉協議会箕面市母子寡婦福祉会 |
|  |  |  |
| **【外国人市民のための生活相談事業】**韓国・朝鮮語、中国語、英語、ベトナム語、ポルトガル語、やさしい日本語による生活相談を行います。また、外国人のかたが安心して医療にかかれるよう通院同行などのサポートも行います。 | 文化国際室 | 箕面市国際交流協会みのお外国人医療サポートネット |
| **【各種セミナｰ等】**労働・就労に関するセミナーや外国人向け多言語による防災・生活セミナー等、様々な分野で生きる支援につながる講座を行います。 | 箕面営業室障害福祉室地域包括ケア室人権施策室子どもすこやか室文化国際室 | 箕面市国際交流協会市内障害者相談事業所等当事者団体･地域団体保健所地域包括支援センター　等 |
| **【サロン活動】**乳幼児とその保護者や高齢者への居場所づくりのため、各小学校区の地区福祉会が開催する集いの場に出向き、育児相談や健康に関する相談を行います。 | 高齢福祉室子どもすこやか室子育て支援課 | 箕面市社会福祉協議会箕面市民生委員児童委員協議会 |
| **【女性に対する暴力をなくす運動等】**ＤＶをはじめ、ストーカーや性犯罪など女性に対する暴力防止に関する講演会の開催や公共施設などで啓発を行います。 | 人権施策室 |  |

**４－２－５　子ども・若者への支援**

　子どもや若者に対し、生きるための支援や居場所づくりを支援します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| **【子どもサポート事業】**外国にルーツをもつ子どもの学習支援と居場所づくりを進めます。 | 文化国際室 | 箕面市国際交流協会 |
| **【学力保証・学習支援事業】**不登校や引きこもり、生活困窮世帯等の児童生徒の学力や自尊感情を高め、登校の再開や定着を図るために学生サポーターによる学習支援等を実施します。 | 放課後子ども支援室 |  |
| **【就職支援講座等の開催】**若年層をはじめとする就職困難者や求職者を対象に、雇用相談や求人情報の提供、セミナーを開催します。 | 箕面営業室 |  |
| **【いのちのバトンタッチ】**園児を対象に、命の大切さを教えるとともに、自己肯定感を高めるための講座を開催します。 | 子どもすこやか室 | 幼稚園・保育所 |
| **【子どものための「箕面市いじめ・体罰ホットライン」】**いじめに関する相談を受け付けます。（平日９時から１７時） | 児童生徒指導室 |  |
| **【教育相談】**学習・不登校・友人関係・子どもの発達の心配などの相談に対し、臨床心理士など専門職員が相談に応じます。 | 児童生徒指導室 | 教育センター |

**４－２－６　障害者への支援**

　障害のあるかたが安心で自立した生活が営めるよう支援を進めるとともに、障害の有無に関係なく、地域のなかでともに生きていける地域をめざし、さまざまな研修会等を実施します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| **【障害児（者）相談支援事業】**障害児（者）及びその保護者の生活の不安や困りごと等の相談に応じます。 | 地域包括ケア室 | 基幹相談支援センター市内委託事業所 |
| **【「地域で生きる」障害者問題市民講座】**障害者等の理解促進を図るため、障害者支援に関わる団体等から講師を招き、講座を開催します。 | 障害福祉室 |  |
| **【障害者問題連続講座】**障害者問題、基本的人権に関する市民意識の向上を図るため連続講座を開催します。 | 障害福祉室 |  |
| **【障害者市民就労支援パソコン講座】**障害のあるかたを対象に就職支援のためのパソコン教室を開催します。 | 箕面営業室 |  |
| **【虐待対応】（再掲）**虐待事案について虐待を受けている本人や家族等への支援を通し、虐待の背景にある様々な問題を把握し、解決に向けた支援方法について検討するとともに、関係機関での研修会を開催します。 | 地域包括ケア室 | 自立支援事業所等 |

**４－２－７　高齢者への支援　【重点施策】**

　高齢になると、身近な人の死や身体の老化等など様々な要因で抑うつ状態になりやすく、また現役世代からのリタイアにより地域社会からの孤立化も進みます。そのため、身近な地域での居場所づくりや見守りネットワークの活用により、高齢者の心身の変化を早期発見するしくみづくりが必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| **【困難事例個別会議】（再掲）**庁内外の関係団体が集まり、高齢者の支援困難事例に関して、多様な視点で支援方法を検討します。 | 地域包括支援センター | 地域包括ケア室ケアマネジャー医師、弁護士民生委員　等 |
| **【高齢者いきいきふれあいサロン】**各小学校区の地区福祉会が開催する高齢者の居場所づくりのための通いの場に出向き、介護予防や生活習慣病の改善等心身の健康に関する講話の実施や相談に応じます。 | 高齢福祉室 | 箕面市社会福祉協議会箕面市民生委員児童委員会地域包括支援センター |
| **【高齢者健康相談】**介護予防に関する知識の普及啓発により、高齢者自身が積極的に介護予防に取り組むことが出来るよう専門職による相談支援を行います。 | 高齢福祉室 |  |
| **【虐待対応】（再掲）**虐待事案について虐待を受けている本人や家族等への支援を通し、虐待の背景にある様々な問題を把握し、解決に向けた支援方法について検討します。 | 地域包括ケア室 | 地域包括支援センター、ケアマネジャー　等 |

**４－２－８　生活困窮者への支援【重点施策】**

生活する中で起こる様々なライフイベントは、時に病気や事故、災害や会社の業績不振による離職など個人ではどうすることもできない要因であることや予期できないものもあります。経済的な困難だけでなく、さまざまな問題が複雑に絡み合っていることから、複数の機関が連携し支援をする必要があります。

| 実施内容 | 担当課室 | 関係機関等 |
| --- | --- | --- |
| **【自殺対策】（再掲）**庁内部局に自殺対策進捗シートの作成を依頼し、自殺予防に資する様々な事業の棚卸しを実施するとともに、集約した結果を発信します。 | 地域保健室 | 庁内課室 |
| **【自立相談支援事業】**生活の困りごとや不安を、相談員が相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 | 生活援護室 | 箕面市社会福祉協議会地域保健室 |
| **【就労準備支援事業】**「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難なかたに、６ヶ月から1年の間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。 | 生活援護室 | 箕面市社会福祉協議会 |
| **【家計改善支援事業】**家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。 | 生活援護室 | 箕面市社会福祉協議会 |
|  |  |  |
| **【住居確保給付金】**離職などにより住居を失ったかた、または失うおそれの高いかたに、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。 | 生活援護室 |  |
| **【一時生活支援事業】**住居をもたないかた、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にあるかたに、一定期間、宿泊場所や移植を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。 | 生活援護室 | 大阪府大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会 |
| **【豊能地域合同労働問題セミナー】**労働に対する諸制度を学び、これからの働き方について考える機会の創出のためのセミナーを開催します。 | 箕面営業室 |  |
| **【就労支援講座】**ニートやひきこもりなど就職に際して課題を抱えた市民を対象に就職活動の一助となるための講座を開催します。 | 箕面営業室 |  |
| **【１日ハローワーク】**若年者をはじめとする就職困難者や求職者を対象に、雇用相談や求人情報の提供、セミナーを開催します。 | 箕面営業室 |  |

**４－３　自殺対策所管部署（地域保健室）の取組**

**４－３－１　府・保健所との連携**

本市を所管する池田保健所では管内２市２町に対する支援として、年１回の管内自殺対策担当者情報交換会を実施しています。２市２町の自殺対策状況を共有するとともに、スーパーバイザーとして大阪府こころの総合センターも参加することで、府専門機関との意見交換ができ、その後の連携にも役立てています。

通常の業務の中では、保健所が実施する「こころの健康相談事業」を活用し、専門医に支援困難事例への対応や支援方針の相談する場の提供を受けています。

また、大阪府においても年１回、府内自殺対策担当者会議を開催されており、大阪府における自殺対策について知るとともに、府内市町村の様々な取組みを情報交換する機会となっています。

**４－３－２　市民への啓発と周知**

本市では、地域保健室のほか、自殺のリスクを抱えた人が来所する可能性のある相談窓口で対応する職員に向けた人材育成（ゲートキーパー研修）を実施しています。

また、自殺を企図した時に誰かと話すことや約束をすることが自殺をとどまる力になるといわれていることから、厚生労働省が主体となって相談窓口の多様化が進められてきました。２４時間対応の電話相談を始め、最近では、厚生労働省が１０代の若者向けのチャット相談やアプリによる相談などＳＮＳを利用した相談窓口をＮＰＯに委託して実施するなど、民間の力も活用した相談窓口の拡充が進められています。このような多様化された相談窓口の周知のため、ホームページに最新の情報や相談窓口につながるＱＲコードを啓発チラシに掲載するとともに、自殺対策強化月間や自殺予防週間には市広報紙にも掲載し周知を行います。（巻末資料１＿相談窓口一覧を参照）

**４－３－３　各種相談機関同士のネットワークづくり**

自殺対策担当部署（地域保健室）では、自殺に関する相談窓口等の周知やこころの健康に関する相談支援のほか、自殺にいたるリスクのある人を発見し専門機関につなげることのできる人材の育成や各種相談機関同士のネットワークづくりなどを行います。

| 基本施策 | 実施内容 | 実施回数 |
| --- | --- | --- |
| 地域におけるネットワークづくり | 庁内部局に自殺対策進捗シートの作成を依頼し、自殺予防に資する様々な事業の棚卸しを実施するとともに、集約した結果を発信します。 | 年１回 |
| 生活困窮者支援に関する連絡会議等で自殺に関する状況報告を行うことで関係機関との情報共有や発信を行います。 | 年１回 |
| 自殺対策を支える人材の育成 | ・市民に対し、身近な人の異変に気づき、話を聞いて見守り、専門機関につなぐことができるゲートキーパーの養成を行います。・福祉等関係職員に対して、ゲートキーパー養成講座を実施します。・窓口や電話対応を行う初期相談対応者に対して、適切な対応能力向上のための研修を実施します。 | 年２回 |
| 市民への啓発と周知 | ・自殺予防週間（９月）と自殺対策強化月間（３月）に併せて重点的な啓発活動を実施します。・悩みや不安を抱える人にとって、わかりやすい相談窓口の情報を発信します。・地域の要望に応じて、こころの健康に関する出前講座等を実施します。 | 通年 |
| 生きることへの促進要因への支援 | 市民からのこころや身体の健康相談を実施します。 | 通年 |
| 子ども・若者への支援 | 児童や生徒保護者や学校職員等からのこころの健康に関する相談について、適切な相談窓口へのつなぎを行います。 | 通年 |
| 障害者への支援 | 精神障害者保健福祉手帳の有無にかかわらず、こころの健康に関する相談支援を行います。 | 通年 |
| 高齢者への支援 | ８０５０問題として社会問題となっている高齢者と子ども世代の引きこもりに対し、関係機関と連携をしながら、適切な医療受診や社会との接点づくりなどを行います。 | 通年 |
| 生活困窮者への支援 | 生活相談窓口や生活保護担当者と協働し、対象世帯の心身の健康に関する相談支援を行います。 | 通年 |

**４－３－４　自殺対策担当部署の進捗管理**

本計画に掲載している全庁的な取組みは、本来ライフイベント毎に各分野で実施されているものがほとんどですが、その事業に「自殺予防」の視点を取り入れるとともに、横断的な相談支援体制の構築が必要です。そのため、本計画の改定を機に年度毎にライフイベントにかかる各種相談や事業等を自殺予防に関連するものを取りまとめ、現状の分析を行い、課題とまとめの発信を行います。

現時点では、進捗管理シートによる庁内の関連事業の掘り起こしと関連事業の取りまとめを行い、その結果をフィードバックするなど関係部署への働きかけを行います。（巻末資料２＿計画の進捗状況参照）

また、自殺の大きな要因となる経済的困窮のかたへの支援を推進する生活困窮者自立支援推進協議会において、本市の自殺の現状や進捗について共有を図ります

第５章　　計画の進行管理

**５－１　推進体系**

自殺に対する取組みは、その要因が多様であるため下図のように、三階層の自殺対策が連動する必要があります。本市でも庁内だけでなく、地域福祉や教育関係団体等、労働関係や医療機関等、警察・消防など様々な機関と連携協力し、様々な角度から自殺対策の推進を図ります。

図８：三階層自殺対策連動モデル（ＴＩＳモデル）

社会制度、地域連携、対人支援の３つのレベルの**有機的連動**による

総合的な自殺対策の推進

対人支援のレベル

**自殺に至る複合的要因への対策**

自殺対策基本法　自殺総合対策大綱　社会福祉法

いじめ防止対策推進法　生活困窮者自立支援法　介護保険法

精神保健福祉法　地域包括ケアシステム　医療計画　地域福祉計画

労働安全衛生法　過労死等防止対策推進法　過労死等防止対策推進法　労働基準法

うつ状態

精神疾患　家族の不和

身体疾患　過労　生活苦　失業

子育ての悩み　　倒産　夫妻　介護・看病疲れ　仕事の悩み　非正規雇用　ＤＶ・性暴力　ひきこもり　職場の人間関係　被虐待　いじめ

【連携先】地域共生社会の実現の取組

生活困窮者自立支援制度　社会孤立を防止する取組

　未遂者支援のための医療・地域連携

職場問題　非正規雇用問題　長時間労働問題　失業問題

負債問題　健康問題　遺族支援問題　人権教育問題（いじめ,偏見、差別）

個々の問題解決に取り組む相談支援

包括的支援のための関係機関連携

地域連携のレベル

法律・大綱・計画等の枠組み

社会制度のレベル

自殺総合対策推進センター資料を箕面市改編

厚生労働省作成

**５－２　進行管理**

計画の進行管理は、４－３－４のとおり毎年度その実績をとりまとめ、庁内関係部署による評価会議において分析評価を行い、生活困窮者自立支援推進協議会等と情報を共有します。また、今回のコロナ禍のように社会情勢等が大きく変化した場合には、計画の見直しを行うこととし、その見直しにあたっては、市民、関係機関、団体及び箕面市保健医療福祉総合審議会に意見を求めます。

箕面市自殺対策推進計画（改訂版）

発行年月：令和3年（2021年）●月

編集・発行

箕面市健康福祉部地域保健室

〒562-0014

大阪府箕面市萱野5-8-1

電話：072-727-9500（代表）

ファクス：072-727-3539

印刷物番号

●●－●●